2. 原子力災害からの復興

東京電力福島第一原子力発電所の事故により、環境中に大量の放射性物質が放散され、広い範囲の森林が汚染されるとともに、林業・木材産業にも影響が及んでいる。

以下では、原子力災害からの復興に向け、森林の 放射性物質対策、安全な林産物の供給、樹皮やほだ 木等の廃棄物の処理、損害の賠償について記述する。

(1)森林の放射性物質対策

(ア)「避難指示区域」の見直しと除染の実施

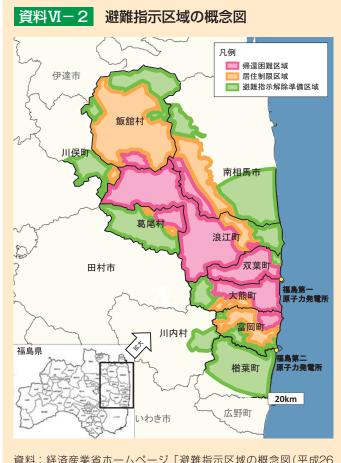
東京電力福島第一原子力発電所の事故により、平成23(2011)年4月に設定された「警戒区域」及び「避難指示区域」は、平成24(2012)年4月か

ら平成25(2013)年8月までに見直しが行われ、「避難指示解除準備区域*²³」、「居住制限区域*²⁴」、「帰還困難区域*²⁵」の3つの区域とされた。

その後、年間積算線量が低下したこと等により、平成26(2014)年4月に、福島県田村市の避難指示解除準備区域が解除された。平成26(2014)年10月には、 変葉都川内村で、避難指示解除準備区域が解除されるとともに、居住制限区域が避難指示解除準備区域に見直された。平成26(2014)年10月時点で、避難指示区域は1市6町3村で指定されている(資料VI-2)。

東京電力福島第一原子力発電所の事故により 放射性物質で汚染された地域では、放射性物質 の影響を速やかに低減させることが大きな課題 となっている。政府は、平成23(2011)年8 月に公布された「平成二十三年三月十一日に発 生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電 所の事故により放出された放射性物質による環 境の汚染への対処に関する特別措置法」(以下 「放射性物質汚染対処特措法」という。)に基づ き、除染*26を進めることとしている。

「放射性物質汚染対処特措法」では、「除染特別地域」と「汚染状況重点調査地域」が規定されており、平成26(2014)年11月時点で、除染特別地域は福島県11市町村で、汚染状況重点調査地域は8県99市町村が指定されている。「除染特別地域」は、「警戒区域」又は「計画的避難区域」の指定を受けたことがある地域が指定されており、環境大臣が定める「特別地域内除染実施計画」に基づいて、国により除染等が実施されている。また、「汚染状況重点調査地域」は、空間線量率が毎時0.23μSv以上の地域を含む市町村が指定されており、指定を受けた市町村は汚染の状況について調査測定を行った上で「除染実施計画」を定め、この計画に基づき市町村、県、国等により除染等が実施されている(資料VI-3)。



資料:経済産業省ホームページ「避難指示区域の概念図(平成26 (2014)年10月1日時点)」

- *23 年間積算線量が20mSv以下となることが確実であることが確認された地域。
- *24 年間積算線量が20mSvを超えるおそれがあり、住民の被ばく線量を低減する観点から引き続き避難を継続することを求める地域。
- *25 5年間を経過してもなお年間積算線量が20mSvを下回らないおそれがあり、年間積算線量が50mSv超の地域。
- *26 放射性物質を「取り除く」、「遮る」、「遠ざける」などの方法を組み合わせて環境中にある放射性物質による被ばく線量を低減すること。

(イ)森林除染の実施状況

(森林除染の基本方針)

森林の除染については、「放射性物質汚染対処特措法」と同法による基本方針(平成23(2011)年11月閣議決定)に基づき、森林周辺の居住者の生活環境における放射線量を低減する観点から、「住居等近隣の森林」を優先して除染を進めることとされている。また、環境省は平成23(2011)年12月に策定した「除染関係ガイドライン」の中で、「住居等近隣の森林」の除染の方法について具体的な方法を示している。

環境省が平成25 (2013) 年9月に公表した「除染の進捗状況についての総点検」においては、その後の研究・実証等により明らかになった知見を踏まえ、「森林における今後の方向性」として、「住居等近隣の森林」を含む3つのエリアごとに今後の森林除染の方向性が示された(資料VI-4)。これを踏まえ、同12月には「除染関係ガイドライン」の森林部分について見直しが行われている。

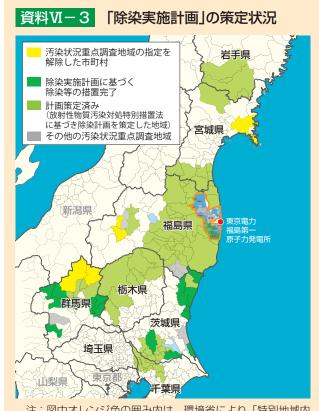
(エリアごとの除染の方法と実施状況)

「除染関係ガイドライン」等においては、「住居等 近隣の森林」について、林縁から5~10mの除染

が特に効果的との知見 を踏まえて、林縁から 20m程度の範囲を目 安に、落葉等の堆積有 機物の除去を行うこと としている。これによ り除染の効果が得られ ない場合には、林縁か ら5mを目安に追加的 に堆積有機物残さ(土 壌表面に残った堆積有 機物のくず)の除去を 実施することや、谷間 にある線量が高い居住 地を取り囲む森林等に ついては、面的な除染 が終了した後において

*27

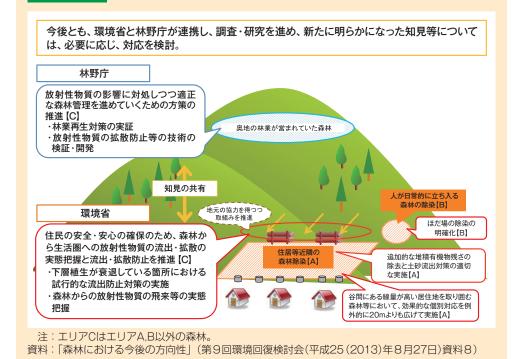
も相対的に線量が高い場合には、例外的に20mよりも広げて実施することが可能としている*27。



注:図中オレンジ色の囲み内は、環境省により「特別地域内 除染実施計画」が策定された地域。

資料:「除染の進捗状況について」(第14回環境回復検討会(平成27(2015)年3月19日)資料2-1)

資料VI-4 森林における除染等の取組の方向性(イメージ)



環境省「除染関係ガイドライン 平成25年5月第2版(平成25年12月追補)」

「利用者や作業者が日常的に立ち入る森林」については、個別の状況に応じた対応を行うこととしている。例えば、子どもが利用するキャンプ場等は、「公共施設のうち、学校等子どもが長時間生活するもの」として除染が可能としている*28。また、原木きのこを生産する「ほだ場」においては、「住居等近隣の森林」の除染方法に準じて、ほだ木の伏せ込み等を行う場所及びその周囲20m程度の範囲の森林を目安に、落葉等の除去等を実施することが効果的かつ効率的であるとされており*29、「除染実施計画」の対象区域内にあるほだ場については、「除染実施計画」に位置付けることが可能であるとしている。これに関連して、林野庁では、落葉等の除去や客土等を行った場合の、しいたけへの放射性物質移行の抑制効果を調査している。

その他の森林については、引き続き、環境省と林野庁が連携して放射性物質の流出、拡散等についての調査・研究を進め、新たに明らかになった知見については、必要に応じて対応を検討することとしている。

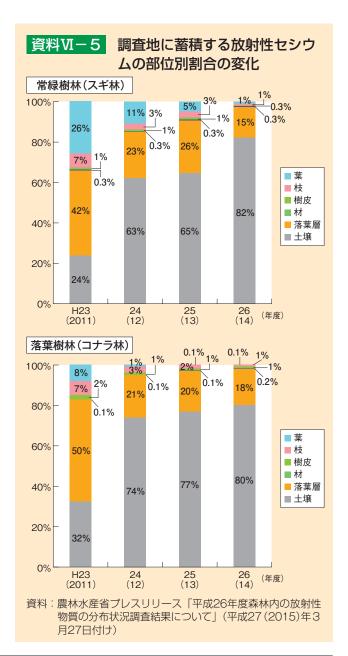
平成26(2014)年9月現在、「住居等近隣の森林」等について、「除染特別地域」では、環境省が約2,200 haで除染を実施済みであり*30、また「汚染状況重点調査地域」では、民有林は市町村が約1,100haで*31、国有林は林野庁が福島県、茨城県及び群馬県の3県約20haで除染を実施済みである*32。

(ウ)森林内の放射性物質に関する調査・研究 (森林内の放射性物質の分布状況の推移を調査)

林野庁は、平成23(2011)年度から、東京電力福島第一原子力発電所からの距離が異なる福島県内の3か所の森林を対象として、放射性セシウムの濃度と蓄積量の推移を調査している。葉や枝、樹皮、落葉層の濃度は、平成24(2012)年度には大幅に低下し、その後も低下傾向を示した。一方、落葉層の下の土壌については、深さ5㎝までの層の濃度は、平成24(2012)年度に大幅に増加した(平成25

(2013)年度及び平成26(2014)年度は傾向は明らかにならなかった)のに対し、深さ5mより深い層の濃度は、深さ5mまでの層より大幅に低い状態が続いている。また、森林全体の放射性セシウムの蓄積量の分布は、地上部の樹木に蓄積する割合が減少し、落葉層や土壌の浅い層に蓄積する割合が増加している(資料VI-5)。

なお、これまでの調査では、材(辺材と心材)の濃度は他の樹木の部位に比べると全般的に低く、大き



^{*28} 環境省「除染関係Q&A」(平成25(2013)年10月18日)

^{*29 「}森林除染に係る知見の整理」(第9回環境回復検討会(平成25(2013)年8月27日)資料5)

^{*30} 環境省ホームページ「除染情報サイト」

^{*31} 環境省ホームページ「除染情報サイト」。福島県分については、福島県ホームページ「市町村除染地域(汚染状況重点調査地域)に おける除染実施状況」による。

^{*32} 林野庁業務課調べ。

VI

域の関係者の理解と協力の下での

林業再生による被災地復興の加

速化

な変化は認められなかった。また、森林全体の放射 性セシウムの蓄積量の変化等から、放射性セシウム は森林内に留まり、森林外への流出量は少ないと考 察された*³³。

林野庁では、森林内の放射性物質の分布状況等に ついて、継続的に調査を進めていくとともに、調査 結果を踏まえ、より効果的な除染技術の検証や開発 など、森林の除染や森林からの放射性物質の拡散防 止等に向けた取組を進めている。

(森林における除染等の放射性物質対策に関する調 査・実証事業を実施)

林野庁は、福島県内の調査地において、森林にお ける放射性物質拡散防止等技術の検証や開発等を 行っている。

平成25 (2013) 年度には、森林土木で用いられ

ている工法で林床を被 覆することによる放射 線の遮蔽効果について 調査した。その結果、 植生基材の吹付けによ り10~30%程度、木 材チップの散布や植生 マットの敷設により 数%~20%程度、空 間線量率が低減した。 また、丁法によっては、 落葉等除去を実施しな い場合でも20%程度 の線量低減効果がみら れた。このように、林 床の被覆は放射線の遮 蔽効果があり、また、 除去物を発生させない 放射性物質対策の一つ となり得ることから、 今後は、被覆資材や工 法の開発・実証が必要 と考えられる。

また、平成24(2012)年度に落葉等除去や伐採 を実施した箇所では、空間線量率の推移や、土砂や 放射性セシウムの移動について継続的に調査を行っ ている。表土流出防止工の施工箇所の植生回復状況、 渓間工(治山ダム)における堆積土砂に含まれる放射 性セシウムの状況、萌芽更新木に含まれる放射性セ シウムの状況や、吸着材を活用した濁水防止工及び 表土流出防止工の効果についても調査を行ってい る*³⁴。

さらに、平成25(2013)年度から、林業再生の 観点から、森林整備と放射性物質対策を一体的に推 進する実証事業を実施している。これまで、汚染状 況重点調査地域等に指定されている福島県内30市 町村の森林において、県や市町村等の公的主体によ る間伐等の森林整備を行うとともに、森林整備に伴

資料VI-6 避難指示解除準備区域等における適正な森林管理に向けた 実証事業の概要

- 福島第一原発周辺の避難指示区域内の森林については、原発事故以降、森林整備が全 く行われていないことから、森林の有する公益的機能の発揮が危ぶまれる状況。
- 一部地域で避難指示が解除されるなど、早期帰還に向けた動きが本格化している状況 を踏まえ、平成26年度から、林野庁において、帰還後に地域の森林整備が円滑に再開で きるよう、地域内の自治体や関係者の意向を踏まえつつ、これまでの調査事業等で得ら れた知見をフル活用しながら、適正な森林管理に向けた実証を実施。

【南相馬市】

- ・人工林の間伐における作業員の被ばく低減策
- ・伐採木の林内活用を通じた放射性物質の拡散抑制策
- ・主要な樹種の放射性物質濃度サンプル調査の実施

- ・しいたけ原木林の更新伐や改植等における作業員の被ばく低減策
- ・伐採木の林内活用を通じた放射性物質の拡散抑制策
- ・実証事業の実施に向けた所有者の同意手続き方法等プラン作成

【川内村】

- ・人工林の主伐及び間伐における作業員の被ばく低減策
- ・伐採木の林内活用を通じた放射性物質の拡散抑制策

【飯舘村】

- ・間伐や松枯れ被害木の把握における被ばく低減策
- ・伐採木や松枯れ被害処理木の活用を通じた放射性物質の拡散抑制策

【普及啓発】

- ・森林除染等の森林に関する放射性物質関連の知見の集約・整理、情報発信
- ・森林除染や森林管理の推進に向けた地域関係者への効果的な普及・啓発方策

資料:「林野庁における取組状況」(第12回環境回復検討会(平成26(2014)年8月22日)資料10)

- 農林水産省プレスリリース「平成26年度 森林内の放射性物質の分布状況調査結果について」(平成27(2015)年3月27日付け) *****33
- *34 農林水産省プレスリリース「「平成25年度 森林における放射性物質拡散防止等技術検証・開発事業」等の調査結果について」(平 成26(2014)年8月22日付け)

(エ)汚染土壌等の仮置場用地として国有林野を提供

現在、各地で除染作業が進むことに伴い、放射性物質に汚染された除去土壌等が大量に発生している。平成26(2014)年9月時点で、除染により発生した除去土壌等の保管量は、福島県で約511万㎡(仮置場791か所、現場保管約7万5千か所)*35、その他の県で約32万㎡(仮置場24か所、現場保管約1万9千か所)*36となっており、除染を迅速に実施するため仮置場の確保が重要となっている。林野庁では、地方公共団体等から、汚染土壌等の仮置場用地として国有林野を使用したいとの要請があった場合、国有林野の無償貸付け等を行っている。平成27(2015)年3月末現在、宮城県、福島県、茨城県及び群馬県内の22か所で計68haの国有林野を提供している*37。

(オ)森林除染等における労働者の安全確保

避難指示区域の見直しに伴い、「避難指示解除準備区域」では、除染作業以外の生活基盤の復旧や製造業等の事業活動が認められ、営林についても再開できることが認められた*38。これを踏まえ、平成24(2012)年7月、「東日本大震災により生じた放

射性物質により汚染された土壌等を除染するための 業務等に係る電離放射線障害防止規則」(以下「除 染電離則*³⁹」という。)が改正され、「除染特別地域」 又は「汚染状況重点調査地域」内においては、除染 業務に加え、1万Bq/kgを超える汚染土壌等を扱 う業務(以下「特定汚染土壌等取扱業務」という。)や、 土壌等を扱わない場合にあっても平均空間線量率が 2.5 µSv/hを超える場所で行う業務(以下「特定線 量下業務」という。)については、従事者の被ばく線 量の測定による線量管理や内部被ばく防止のための 措置、事業者が労働者に対して行う特別教育等が求 められることになった*⁴⁰。

林野庁では、除染電離則の改正を受けて、平成24(2012)年7月に「森林内等の作業における放射線障害防止対策に関する留意事項等について(Q&A)」を作成し、森林内の個別の作業が特定汚染土壌等取扱業務や特定線量下業務に該当するかどうかをフローチャートで判断できるように整理するとともに、実際に森林内作業を行う際の作業手順や留意事項を解説している*41。

また、平成25 (2013) 年度から、汚染状況重点 調査地域の森林で作業を行う事業者(合計520名) に対し、放射線障害防止に関する講習の開催と線量 測定器の支給を行っている。

さらに、平成25 (2013) 年には、福島県内の試験地において、機械の活用による作業者の被ばく低減や作業の効率化について検証を行い、キャビン付林業機械による作業の被ばく線量は、屋外作業と比べて35~40%少なくなるとの結果が得られた*42。このため林野庁では、林業に従事する作業者の被ばくを低減するため、高性能林業機械のリースを支援している。

- *35 福島県除染対策課資料(福島県内市町村)及び環境省資料
- *36 環境省「第13回環境回復検討会(平成27(2015)年1月30日)資料」
- *37 林野庁業務課調べ。なお、仮置場を設置する場合には、設置主体が地域住民の同意を得るとともに、二次汚染の防止措置を講するなどの対応を行うことが必要である。
- *38 原子力被災者生活支援チーム「避難指示解除準備区域内での活動について」(平成24(2012)年5月9日)
- *39 労働安全衛生法第22条、第27条等に基づく厚生労働省令(平成23年厚生労働省令第152号)
- *40 「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則等の一部を改正する省令の施行について」(平成24(2012)年6月15日付け基発0615第7号厚生労働省労働基準局長通知)
- *41 農林水産省プレスリリース「森林内等の作業における放射線障害防止対策に関する留意事項等について(Q&A)」(平成24(2012) 年7月18日付け)
- *42 農林水産省プレスリリース「森林における放射性物質の拡散防止技術検証・開発事業の結果について」(平成25(2013)年8月 27日付け)

(2)安全な林産物の供給

(特用林産物の出荷制限の状況と生産継続・再開に 向けた取組)

食品中の放射性物質については、平成24(2012) 年4月に厚生労働省が新たな基準値を設定しており、主要な食品を対象とした検査の結果、基準値を超える食品に地域的な広がりがみられた場合には、原子力災害対策本部長が関係県の知事に出荷制限等を指示してきた。

きのこや山菜等の特用林産物については、「一般食品」の基準値100Bq/kgが適用されており、平成26(2014)年12月現在、12県180市町村で、原木しいたけ、野生きのこ、たけのこ、くさそてつ、こしあぶら、ふきのとう、たらのめ、ぜんまい、わらび等22品目の特用林産物に出荷制限が指示されている。

林野庁は、原木きのこの生産再開に向けて、平成 25(2013)年10月に「放射性物質低減のための原 木きのこ栽培管理に関するガイドライン」を策定し、全国の都道府県に周知した。同ガイドラインでは、生産された原木きのこが食品の基準値を超えないようにするための具体的な栽培管理方法として、原木・ほだ木は指標値以下の原木を使用すること、発生したきのこの放射性物質を検査することなどの必須工程のほか、状況に応じて原木・ほだ木を洗浄することなどを示している*43。

出荷制限が指示された地域については、同ガイドラインに基づいて栽培管理を行い、基準値を超えるきのこが生産されないと判断された場合に、出荷制限の解除が可能となる。平成27(2015)年2月現在、5県22市町で出荷制限が解除(一部解除を含む。)され、生産再開が進みつつある。また、出荷制限の指示が出た市町村がある県においては、産地再生に向けた取組が行われている(事例VI-5)。

林野庁では、きのこ等の特用林産物生産者の生産 継続・再開に向けて、安全なきのこ等の生産に必要 なほだ木の洗浄機械の整備等を支援しているほか、

事例VI-5 しいたけ等の産地再生に向けた取組

平成26(2014)年10月、岩手県では、県内の原木しいたけ生産者、関係団体、種菌メーカー、市町村の職員等が東日本大震災以降初めて一堂に会し、「いわての原木しいたけ産地再生の集い」が開催された。同集いでは、 久慈地方森林組合(岩手県久慈市)が、いわゆる風評被害への対策として、徹底した検査体制を確保することにより大手量販店に対する販売を再開した事例を発表するなど、関係者が一丸となってしいたけ産地再生に向け取り組んでいくことが確認された。

また、同月、福島県で「福島県林業祭」が開催され、併催行事として、東日本大震災以降休止していた「福島県 きのこ復興まつり」も開催された。同まつりでは、きのこの品評会、出品きのこの販売、料理教室や試食会を通じ、 きのこの消費拡大に向けたPRが行われた。

さらに、平成27(2015)年2月、栃木県でも、原木生しいたけの品評会が4年ぶりに開催され、併せて県内及び東京都内で展示即売会が実施されるなど、産地再生に向けた取組が各地で行われている。



若手生産者による大会宣言 (いわての原木しいたけ産地再生の集い)



きのこ料理教室 (福島県きのこ復興まつり)



審査の様子 (栃木県きのこ品評会)

特用林産物の安全性を確保するための技術の検証等 を実施している(事例VI-6)。

(きのこ原木等の管理と需給状況)

林野庁は、食品中の放射性物質の基準値を踏まえて、きのこ原木と菌床用培地等の「当面の指標値」(きのこ原木とほだ木は50Bq/kg、菌床用培地と菌床は200Bq/kg)を設定しており*44、都道府県や業界団体に対し、同指標値を超えるきのこ原木と菌床用培地の使用、生産及び流通が行われないよう要請を行っている*45。

東日本大震災以前には、きのこ原木は、各県における必要量のほとんどが自県内で調達されていたものの、他県から調達される原木については、その半分以上が福島県から調達されていたことから*46、多くの県できのこ原木の安定調達に影響が生じた。このような中、林野庁では、平成23(2011)年度から、有識者、生産者、流通関係者等から成るきのこ原木の安定供給検討委員会*47を開催し、全国4地区の安定供給実行委員会*48と連携して、需要者と供給者のマッチングを行っている*49。

きのこ原木の需給状況については、平成25 (2013)年9月以降は、量的にはきのこ生産者等によるきのこ原木の供給希望量を、森林所有者等によるきのこ原木の供給可能量が上回っている(資料VI-7)。しかしながら、供給可能な樹種の多くがクヌギであるのに対して、供給希望の樹種はコナラが多く、樹種のミスマッチによる原木不足の状況が続いている。

林野庁では、引き続き、きのこ原木のマッチングを推進するとともに、供給希望量の多いコナラの供給可能量の掘り起こしを行っていくこととしている。また、日本特用林産振興会では、「西日本産クヌギ原木を使用した東日本での原木しいたけ栽培指針」を作成し、しいたけ生産者等に周知することにより、クヌギを用いた栽培方法の普及にも取り組んでいる。

(薪、木炭、木質ペレットの管理)

林野庁は、平成23(2011)年11月に、調理加熱 用の薪と木炭に関する放射性セシウム濃度の「当面 の指標値」(燃焼した際の放射性セシウムの濃縮割

事例Ⅵ-6 きのこ原木等の非破壊検査機の開発

現在、きのこ原木の検査は、チェーンソー等を用いて原木のサンプルからおが粉を採取し、これを検査機器で計測しているが、この方法(破壊検査)では検査に時間がかかり、検査箇所数の大幅な増加や効率化が望めないことなどが課題となっている。

林野庁では、指標値以下のきのこ原木の円滑な供給に資するよう、 平成25(2013)年度から、原木のままで放射性物質の検査が可能な 非破壊検査機の実用化に向けた取組を進めてきた。この結果、高精 度な検査が可能なゲルマニウム半導体検出器との精度検証により、 原木の非破壊検査機の精度が高いことを確認した。今後は、この検 査機を活用した検査方法の検証等を進めることとしている。



非破壊検査機

- *44 「「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について」の一部改正について」(平成24(2012)年3月28日付け23林政経第388号林野庁林政部経営課長・木材産業課長等連名通知)、「「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について」の一部改正について」(平成24(2012)年8月30日付け24林政経第179号林野庁林政部経営課長・木材産業課長等連名通知)
- *45 「きのこ原木及び菌床用培地の指標値の設定について」(平成23(2011)年10月6日付け23林政経第213号林野庁林政部経営課長・ 木材産業課長等連名通知)
- *46 「平成23年度森林及び林業の動向」44ページを参照。
- *47 平成25 (2013)年度までは「きのこ生産資材安定供給検討委員会」、平成26 (2014)年度は「安全なきのこ原木の安定供給体制構築に係わる検討委員会」と呼称。
- *48 平成25(2013)年度までは「安定供給実行委員会」、平成26(2014)年度は「安全なきのこ原木安定供給体制構築支援に係わる実行委員会」と呼称。
- *49 「平成24年度森林及び林業の動向」61ページを参照。

合を勘案し、薪は40Bq/kg、木炭は280Bq/kg(いずれも乾重量))を設定し*50、都道府県や業界団体に対し、同指標値を超える薪や木炭の使用、生産及び流通が行われないよう要請している。

また、林野庁は、平成24(2012)年11月に、木質ペレットの放射性セシウム濃度に関する「当面の指標値」(樹皮を除いた木材を原料とするホワイトペレットと樹皮を含んだ木材を原料とする全木ペレットは40Bq/kg、樹皮を原料とするバークペレットは300Bq/kg)を設定した*51。林野庁では、指標値の設定後、17都県のペレット製造施設で、木質ペレットとその焼却灰について、放射性セシウム濃度の検査を行っている。平成25(2013)年5月現在、木質ペレットについて、指標値を超える検体は確認されておらず、燃焼灰についても、一般廃棄物として処理可能な放射性物質濃度(8,000Bq/kg)を超える検体は確認されていない*52。

(木材製品や作業環境等の放射性物質の調査・分析)

林野庁では、消費者に安全な木材製品が供給され

るよう、福島県内において民間団体が行う木材製品や木材加工施設の作業環境における放射性物質の測定及び分析に対して、継続的に支援している。平成24(2012)年度及び平成25(2013)年度の調査では、木材製品の放射性セシウム表面密度は、測定対象とした全木材及びその全加工過程で、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」で定める管理区域からの持ち出し基準(4Bq/cm)以下であった。また、木材加工施設内における粉じんの放射性セシウム濃度は、検出限界以下であった。

また、福島県も、県産材製材品の 表面線量調査を定期的に行ってお り、環境や健康への影響がないとの評価が得られている。

このほか、林野庁では、製材品等の効率的な測定 検査手法の検証・開発、木材製品に係る安全証明体 制の構築について支援を行っている。

(3)樹皮やほだ木等の廃棄物の処理

木材加工の工程で発生する樹皮(バーク)は、ボイラー等の燃料、堆肥、家畜の敷料等として利用されてきた。しかしながら、樹皮(バーク)を含む木くずの燃焼により、高濃度の放射性物質を含む灰が生成される事例が報告されたことなどから、樹皮(バーク)の利用が進まなくなり、製材工場等に滞留する状況が続いていた。林野庁では、滞留している樹皮(バーク)について、平成25(2013)年度から廃棄物処理施設での処理を支援しており、樹皮(バーク)の滞留量は、ピーク時である平成25(2013)年8月の約8万トンから、平成26(2014)年11月には約4万トンへと減少した。

資料VI-7 きのこ原木の需給状況

	供給希望量(A)	供給可能量(B)	差(B-A)
平成24年5月末	34千㎡	3千㎡	▲31千㎡
	(295万本)	(24万本)	(▲271万本)
平成24年9月末	30千㎡	12千㎡	▲18千㎡
(茨城県は11月末)	(286万本)	(97万本)	(▲189万本)
平成25年5月末	27千㎡	22千㎡	▲5千㎡
	(224万本)	(201万本)	(▲23万本)
平成25年9月末	14千㎡	21千㎡	7千㎡
	(118万本)	(196万本)	(78万本)
平成26年5月末	19千㎡	20千㎡	1千㎡
	(151万本)	(175万本)	(23万本)
平成26年9月末	14千㎡	16千㎡	1千㎡
	(118万本)	(137万本)	(19万本)

資料: 林野庁プレスリリース「きのこ原木の需給状況(平成24年9月末時点)」(平成24(2012)年11月30日付け)、「きのこ原木の需給状況(平成25年5月末時点)」(平成25(2013)年6月12日付け)、「きのこ原木の需給状況(平成25年9月末時点)」(平成25(2013)年11月11日付け)、「きのこ原木の需給状況(平成26年5月末時点)」(平成26(2014)年6月17日付け)、「きのこ原木の需給状況(平成26年9月末時点)」(平成26(2014)年11月18日付け)

^{*50 「}調理加熱用の薪及び木炭の当面の指標値の設定について」(平成23(2011)年11月2日付け23林政経第231号林野庁林政部経営課長・木材産業課長通知)

^{*51} 林野庁プレスリリース「木質ペレット及びストーブ燃焼灰の放射性セシウム濃度の調査結果及び木質ペレットの当面の指標値の 設定等について」(平成24(2012)年11月2日付け)

^{*52} 林野庁木材利用課調べ。

また、「当面の指標値」を超えたため使用できなくなったほだ木等についても、焼却により高濃度の放射性物質を含む灰が生成される懸念から、焼却処理が進まない状況にあり、平成26(2014)年12月現在においても、放射性物質の影響により使用できなくなったほだ木等が、依然としてほだ場等で一時保管されている。林野庁では、ほだ木等の一時保管等の経費に対して支援しているほか、放射性物質の影響により使用できなくなったほだ木等の処理促進が図られるよう、環境省と連携しながら、引き続き市町村等に対して働きかけ等を行っている。

木) に係る財物賠償については、平成26(2014)年 9月、東京電力株式会社が基準を公表し、賠償請求 の受付を開始した*54。

(4)損害の賠償

東京電力福島第一原子力発電所の事故による被害者の迅速、公正かつ適正な救済を図るため、文部科学省が設置した原子力損害賠償紛争審査会は、一定の範囲で賠償すべき損害として、避難指示等に伴う損害に加え、出荷制限の指示等による損害やいわゆる風評被害を含め、農林漁業者等の様々な損害を示している*53。

林業関係では、これまで、避難指示等に伴い事業に支障が生じたことによる減収等について賠償が行われている。農林水産省が東京電力株式会社、関係県及び関係団体から聞き取りを行った結果によると、平成27(2015)年3月末までに総計約42億円の賠償が請求され、約40億円の賠償金が支払われている。

また、原木しいたけ等に関する損害賠償の請求・支払状況については、関係県からの聞き取りによると、平成26(2014)年11月末現在、請求額約246億円に対し、支払額は約227億円となっている。林野庁は、東京電力株式会社に対して、特用林産物生産者等への賠償金が適切かつ迅速に支払われるよう要請を行うとともに、生産者には、これまでの個別事例を踏まえた賠償の対象項目や請求方法等の周知に努めている。

なお、避難指示区域内の森林(山林の土地及び立

^{*53} 原子力損害賠償紛争審査会「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間 指針 | (平成23(2011)年8月5日)

^{*54} 東京電力プレスリリース「宅地・田畑以外の土地および立木に係る財物賠償について」(平成26(2014)年9月18日付け)